



はい！こちら消費生活センターです

## 災害に便乗した悪質商法に注意！

災害が起こると、その際の混乱や被災者を支援したいという気持ちに付け込む悪質商法と疑われる相談が寄せられています。以下に事例とアドバイスを紹介します。

〈工事、建築〉

- ・認知症の父が来訪した工事業者に勧められ不要な屋根修理契約をしてしまった。
- ・日に3～4回訪問され、仕方なく支払ったが、納得できない。
- ・豪雨で雨漏りし修理してもらったが、さらにひどくなった。

○アドバイス(修理工事などの契約は慎重にし、契約を迫られてもその場では決めず、できれば複数社から見積もりを取り、比較検討をする。契約後でもクーリング・オフできる場合がある)

〈保険金を口実にした勧誘〉

- ・先日の台風で雨どいが壊れ外壁もこわれた。「火災保険で修理できる」という業者が突然来訪し、保険請求手続きの代行と住宅修理を依頼したがやめたい。
- アドバイス(「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘されてもすぐに契約せず、加入先の保険会社や保険代理店に相談する)

〈寄付金、義援金〉

- ・ボランティアを名乗る女性から募金を求める不審な電話があった。
  - ・市役所の者だと名乗る人が自宅に来訪し義援金を求められた。
- アドバイス(公的機関が電話などで義援金を求めることはありません。寄付をする際は募っている団体などの活動状況や用途をよく確認する)
- わからない場合やトラブルで困った場合は消費生活センター等に相談しましょう。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ(電話又は来所)

**☎0774-72-9955** (ナニ?キューキューGOGO!)

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188 (いやや!) 番もご利用ください。

相談日	月～金(祝・休日、年末年始除く)
相談時間	午前9時～正午、午後1時～4時
住所	木津川市木津上戸15 相楽会館1階 京都府木津総合庁舎東隣(JR木津駅東口から徒歩約5分)

